

介護保険施設及び短期入所サービス利用中の 食費・居住費(滞在費)を減額する制度があります。 ～負担限度額認定証のご案内～

【介護保険施設等を利用した場合には、「食費・居住費（滞在費）」の負担が必要です。】

介護保険施設等（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設及び短期入所サービス）を利用した場合には、介護を受ける費用のほかに食費・居住費（滞在費）が自己負担となります。

事前に、ご利用になる施設等によくご確認くださいませようお願いします。

【低所得の方への負担軽減 ～負担限度額認定～】※あらかじめ区役所等へ申請が必要です。

食費・居住費（滞在費）について、低所得の方は本人の所得や世帯の課税状況等に応じた負担限度額までを支払い、残りの基準費用額との差額は介護保険が負担します。

《利用者負担段階別の適用要件と利用者負担限度額（日額）》

利用者負担段階	所得要件	預貯金額等 （※1）要件 （夫婦の場合）	居住費（円）				食費（円）	
			ユニット 型個室	ユニット型 個室の 多床室	従来型 個室	多床室	短期 入所	施設
第1段階	生活保護等受給者	要件なし	880	550	550 (380)	0	300	300
	世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給	1,000万円以下 (2,000万円以下)						
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円以下の方	650万円以下 (1,650万円以下)	880	550	550 (480)	430	600	390
第3段階①	世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	550万円以下 (1,550万円以下)	1,370	1,370	1,370 (880)	430	1,000	650
第3段階②	世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が120万円超の方	500万円以下 (1,500万円以下)					1,300	1,360
基準費用額			2,066	1,728	1,728 (1,231)	437 (915)	1,445	

（※1）第2号被保険者の預貯金額等の要件は1,000万円以下（夫婦の場合は2,000万円以下）です。

※第1段階～第3段階②以外の方（市町村民税課税世帯の方）は基準費用額によらず、施設との契約金額をお支払いいただくことになります。

※居住費の（ ）内の金額は、介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の金額です。

※別世帯に配偶者がいる場合は、その配偶者が住民税非課税であることも必要です。

- 利用者負担段階における「住民税非課税の方」…地方税法の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されていない方又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除された方をいいます。
- 合計所得金額…前年の1月から12月までの1年間の年金所得、給与所得、事業所得、土地・建物等や株式等の譲渡による所得などを合計した金額です。なお、ここでは年金所得及び土地・建物等の譲渡所得金額に係る特別控除額を差し引いた金額となります。また、平成30年度税制改正に伴う給与所得控除、公的年金等控除の引き下げによる影響を考慮し、引き下げなかった場合と同額に調整して計算します。

負担限度額認定の手続きの方法等については裏面をご覧ください

【負担限度額認定の手続き】

お住まいの区の区役所福祉課または支所区民福祉課において、負担限度額認定の申請を行ってください。該当する方には「負担限度額認定証」を発行します。

認定を受けられた方は、利用する施設等へ負担限度額認定証を提示し、その認定証に記載された負担限度額をお支払い下さい。

なお、**申請時に必要な書類等は以下の通り**です。 ※各種様式は区役所、支所にあります。

＜申請に必要な書類＞ ※下記の全ての書類が必要です。

- | | | | |
|--|---|---|---|
| <p>①介護保険負担限度額認定申請書
②同意書（申請書の裏面にあります）
③預貯金額等内訳書</p> | } | + | <p>・預貯金通帳等の写し
・介護保険被保険者証またはその写し</p> |
|--|---|---|---|

！！申請時の注意事項！！

- ・被保険者本人及び配偶者が保有する全ての通帳等の写しを添付してください。
- ・銀行名・支店・口座番号・名義の分かる部分と最終の残高（原則として申請日から2か月以内の記帳が必要）が分かる部分の両方が必要です。普通預金の他に定期預金等全ての種目を含みます。
- ・虚偽の申告により不正に支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、最大2倍の加算金を含め支給された額を返還していただくことがあります。

【負担限度額認定の有効期間】

申請がなされた月の初日から、直近の7月31日までの負担限度額認定証を発行します。（申請日より前にさかのぼって発行することはできませんのでご留意下さい。）

また、負担限度額認定における市町村民税の課税状況については、各年度8月からは当該年度のもの（4～7月については前年度のもの）により判定します。

一旦、負担限度額認定に該当しなかった場合でも、その後“利用者負担第1～3②段階”に該当することとなった場合には、再度申請を頂くことにより申請日の属する月の初日から適用を受けることができます。

○市町村民税課税層の方への特例減額措置

市町村民税課税者がいることにより、負担限度額認定について「非該当」となる場合であっても、次の要件を全て満たされる場合には、特例的に負担限度額認定を受けることができますので、該当すると思われる方は、必要書類等をご持参の上、区役所福祉課または支所区民福祉課まで申請いただきますようお願いいたします。

【適用の要件（特例減額措置）】

- 市町村民税課税者がいる世帯（別世帯の配偶者が課税者である場合も含む）であること。ただし、単身世帯は除きます。
- 介護保険施設または地域密着型介護老人福祉施設に入所し、利用者負担第1段階～第3段階②に該当せず、施設と契約した「食費」「居住費」を負担する必要があること。
- 世帯の年間収入から、施設入所に伴う年間の利用者負担（「1割負担」、一定以上所得を有する方は「2割負担」または「3割負担」、「食費」、「居住費」）を引いた額が、80万円以下であること。
- 世帯の預貯金等の額の合計が「450万円」以下であること。
（預貯金等とは、預貯金のほか、有価証券、債権を含みます。）
- 世帯全員が、日常生活に供する土地、家屋以外の資産を有しておらず、かつ介護保険料を滞納していないこと。

【ご持参いただく資料】

- 介護保険被保険者証（写しでも構いません。）
- 世帯全員の預貯金通帳（写しでも構いません。）
- 施設入所により負担する「食費」「居住費」の額が分かるもの。（施設との入所にかかる重要事項説明書や契約書など）